

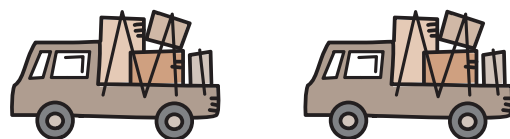
年金支給開始年齢未満で 退職される皆さんへ

退職後住所・氏名が変わったら届出をお願いします。

共済組合では、退職後すぐに年金受給者とならない方が、年金を受給できる年齢になりましたら、事前にご自宅へ年金請求にかかる案内を送付させていただきます。

この案内は、退職時における住所（退職時に提出していただきます届出書類等に記載のある住所）へお送りさせていただくこととなりますので、退職後において転居等で住所が変更された場合には、送付することができなくなります。

このため退職後、住所・氏名が変更となる場合には、共済組合まで連絡をいただきますようお願いいたします。



地共済年金情報Webサイト

ホームページで年金見込額など

ご自身の年金個人情報が見ることができます。

詳細については、共済ニュース すこやか 2010.7 No.222 をご参照ください。

アドレス <https://www.chikyonenkin.jp/>

■ 運用時間 365日、6時から24時 ■

「地共済年金情報 Web サイト」利用者専用ダイヤル

TEL 03-5210-4607

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

【利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）】